

大山政司市議 (質疑) 原稿

①大城市長は、9月2日に、中村時広愛媛県知事に対して、伊方原発3号機の再稼働について、「了承」しますと回答されました。そこで私が気になるのは、

伊方原発から30km以内には、南予では大洲市、西予市、宇和島市、そして八幡浜市の4市があります。

八幡浜市以外の3市は、伊方原発3号機の再稼働については、愛媛県知事に回答されていないと聞いていますが、なぜ八幡浜市長が「了承」の回答をされたのか？明解なるご所見をいただきたい。

と伺いたかったのですが、先ほど同僚議員から同様の質問があり、その時、市長は、県と八幡浜市の覚書により、県からの要請に、市長としての判断で了承したとの御答弁だったと理解しましたが、それでは具体的に、県から八幡浜市に要請があった文章をこの場で明らかにして頂きたい。どういう文章であったのか？何月何日までにという項目があったのかどうか、明らかにして頂きたい。

☆県と八幡浜市の覚書で、県からの要請には市長としての判断で了承したとのことですが、県知事からの要請を具体的に明らかにして頂きたい。

(再質問) 原発の隣接自治体の首長で再稼働「了承」を表明しているのは、全国で八幡浜市のみだと聞いていますが、市長はどのように受けとめておられるのか、お伺いしたい。

☆市民の多くの方が、市長はあまりにも拙速すぎたのでは、との声を多く耳にします。

②事前協議についての回答 八幡浜総第915号によると！

市会議員・市民有識者からのアンケート調査の結果と記載されていますが、アンケート調査の時点では、再稼働に対する、賛成・反対かを尋ねるものではなく、説明会の感想・意見を自由に記入することとなっていたはずであります。

それをなぜ、アンケート調査の結果を伊方原発発電所3号機の再稼働の「了承」の参考にされたのか伺いたい。市長の勝手な判断では？市民は全く納得しませんし私もしません。そのことに対して明確に答弁して頂きたい。

大山議員

アンケート調査は、市議、有識者わずか67名中、回答があったのは59名、再生の意見は39名であったんですね。様々な意見を、市が選定した。市長、再稼働に関して八幡浜市民が、住民投票をすべきだという人は、9939名いるんですよ。あなたはわずか59名、39名の意見で、市民の意見を聞いたということなんですが、住民投票を求める市民は、1万人を超えている。どちらが市民の意見を聞いているのか？こんなことは、誰も納得しない。

③次に6月市議会の議決を踏まえ、となっています。もっと言いますとアンケートと6月市議会の議決を踏まえて、となっていますが、(市長ハッキリ言っときますよ)

6月議会のこの議決案件とは、1つに、伊方原発を再稼働させないことを求める「請願」であり、

2つには、南海トラフ大地震が起きても、伊方原発の安全が保障されることが明らかになるまで、伊方原発の再稼働をしないことを求める意見書採択を求める「請願」であります。

なにも、再稼働に賛成という請願じゃないんですよ。6月市議会の議決は、あくまでも伊方原発の再稼働に反対の「請願」2件の否決であります。「請願」を否決したことを、勝手に市民の理解を得ましたというのはおかしい。市長は、請願2件の秘訣を、なぜ再稼働「了承」に結び付けられたのか、お伺いいたします。アンケートも、何らそういう事がかかれていない。明らかにして頂きたい。

③市長は、経費の観点から、住民投票実施の際には、1000万円以上の経費が必要となり、費用対効果の観点から、住民投票を実施することが適当かどうか十分考慮されるべきであると、指摘されています。

そこでお尋ねしますが、市民から要望の多い、今北浜に建設されています、いやしの温浴施設実現のため、今日まで、温泉掘削費用として、6,669万円支払ったことになっています。さらに、温浴施設の設置費用として、2億5,000万円、今後計上されると私は、担当課から聞いています。つまり、合わせて約3億円程の経費が必要となります。

それでも、市民から要望があれば、反対ではありません。しかし、

※市民のいやしである温浴施設を造っても、安心安全、そして地域住民の命と暮らしが補償されない限り、温泉施設に行かれんのです。いやしにもならんのです。ここを考えてほしいんですよ。お金がいるものは使ってもいいじゃないですか。市民の安心安全のためだったら。いくらかかっても、市民が本当に必要だというなら。住民投票の実施の経費は、

市民にも理解されると、私は思うのでありますが、市長のご所見を伺いたい。

(市長) 答弁

アンケートの件ですが、伊方発電所の3号機について、アンケートに入っていないのではないかという風におっしゃられましたが、前回アンケートした中に於いて、伊方発電所3号機の再稼働について、ご意見があればお聞かせくださいと述べて下さいと率直に書いていますので、その意見も含まれているという風に私は理解をしております。

6月議会の議決についてですが、請願を否決したので議員の意思表示になっているのかということですが、この請願は伊方原発を再稼働させない事を求める請願、もう一つが南海トラフ大地震が起きても伊方原発の安全が保障されることが明らかになるまで再稼働しないことを求める意見書の採択、これについては実にですね、平成26年2月依頼、委員会で1年4カ月間継続して審議された。その中にはやはり委員の皆さん方が様々な観点からこの請願を受け止めているいろいろな議論がされたのだと私は思っておりますし、やはりそれが6月議会で否決されたということは、非常に議会の思い決断だったと受け止めております。

(副市長) 久し振りに大山議員の質問を聞いた。真摯にお答えさせて頂きたいと思えます。県からの照会ですけれども、平成25年7月8日付で中村知事から八幡浜市に照会がきておりまして、伊方発電所3号機の原子力規制法の新規制基準適合にかかわる設置等に関する事前協議についてということで、覚書にありまして、甲は丙から安全基準に 甲は乙の意見を求めるものとするということで、県から平成25年7月8日に検証会があつて、現実的に回答したのは、去年ということになると思えます。

安全安心がまず第一で温泉は、安心安全がなければ入ることが出来ないという、ちょっと分かりにくい議論がありましたけれども、まず温泉そのものは安心安全を確保するものではありませんので、市民の方がスポーツセンターに行ったり、その帰りに寄るとか、様々な形で今まで八幡浜市になかった温浴施設を整備するという課題であったことですから、そういうことについては大山議員もご理解をいただいていると思えます。

ただ、それとは別の問題として、安心安全が非常に大事だということはまさに議員言われる通りでありまして、その安心安全をどう確保していくかということについて、住民投票するべきかどうかについて今議論の食い違いがあるという風に思っておりまして、安心安全を確保するんだということについて、それが大事であることについて私もそのように思っています。

(大山政司議員) 再質問

先ほども言いましたように、30キロ以内に南予で4市がある訳なんです、4市ともで

すね、覚書を結んでいると、愛媛県との関係で、そういう風に私は理解しておるんですが、八幡浜市以外の3市はですね、伊方原発再稼働について知事から八幡浜市に遭ったような要請が無かったと受け止めていいんでしょうか？それをまずお尋ねをしたい。大洲・西予・宇和島は無かったのかお尋ねを致します。どういう風に受けとめられていますか？

(総務課長)

西予市大洲も覚書を結んでおりますが、八幡浜の覚書とは違っておまして、四電・県は、報告のみするという内容になっております。ですから八幡浜市のように、意見を求めるという条文は入っておりません。

(大山政司議員) 3度目ですから最後の質問になるかと思えます。

全国でこういう形で覚書を結んでいるところですね、八幡浜市以外は事前にそういう了承というのはないと聞いていますが、そのことについて何かあったらお答え願いたい。

それと、市長、2013年(平成25年)4月21日はどういう日だったか？あなた記憶にありますか？無いようですから、私から言いますと、市長、あなた2期目の投票日です。2013年(平成25年)4月21日は。この投票でですね、貴方が得票されたのは、11,219票です。11,219票。思い出したでしょ？思い出しませんか？その票数で当選された日です。

一方、H27年12月7日で、伊方原発3号機の再稼働の是非を問う住民投票実施を求める署名活動の署名数は、11,175人分をですね、八幡浜市の選挙管理委員会に提出したのであります。

このことは、市長、もう私が言いたい事分かるでしょ？

あなたの市長再選の得票数と住民投票を要請する署名数がですね、拮抗しとるということなんですよ。分かりますか？これ大事なことですよ。これは重みがあるんじゃないですか？

あなたはですね、1月22日に、臨時市議会に提出する、住民投票条例案に関し、「制定しないよう求める」とした反対意見を、公表されましたが、とすれば、住民投票条例案に署名された市民は、大城市政の安心・安全に対して、不信任の声が起きるんじゃないかと思うのですが、市長あなたは、ことについて、どうお考えか？今の思いをお聞かせいただきたいと思えます。

(市長)

11,219票と、11,175筆が(9,939筆になったわけですが)、この数については言われるような関連性は、全くないと思っておりますので、コメントを控えさせていただきます。(傍聴席か

ら不満の声)

(副市長) 大山議員の前段の質問にお答えします。

事前協議で先ほどもお話ししました通り、県と八幡浜市と四電との覚書で、安全協定第 9 条の脅威があった時は、八幡浜市の意見を求めるものとする規定がありまして、これは課長からお話しした通り、西予と大洲にそういう協定は無かったと思います。全国的にも、このような趣旨の協定があるということは今の私の知識の中では承知をしておりません。ただ、この協定を盛り込んだ経緯は、福島第一原子力発電の事故を踏まえて、隣接自治体の意見も尊重されるべきだというような思いの中で、単に報告を受けるだけの立場ではなしに、八幡浜市の意見もそれなりに尊重されるべきだというような流れの中で、この項目を盛り込んだということであります。

↓

☆石崎議員「動議！を提出します」

(石崎議員)

地方自治法 117 条、利害関係があるものに関しては、その事件に関し参与することが出来ないという規定が有ります。これはまさに、住民投票条例に関しまして、四国電力の再稼働という問題に関しまして、ここにおられます、副議長である、新宮保親議員が、その対象となると思いますので、動議を提出させていただきます。

(他の議員、何人か) 賛成です。

(上田議長)

只今、石崎議員からありました除斥については、所定の賛成者がありますので、動議は成立致しました。

おはかりを致します。本動議を、きゅうし事件と認め、この際日程に追加し、議題と致したいと思います。

(??議員)

休憩！！休憩！！

(上田議長) これにご異議ありませんか？

(他の議員) 動議！ (他の議員) なし！

(上田議長) はい。ご異議なしと認めます。よって本動議を休止事件と認め、この祭、本動議を日程追加し、議題とすることと決しました。

(他の議員から、「おかしくないか?」と不満の声が上る)

(上田議長) 休憩いたします。

(上田議長) それでは、地方自治法 117 条の条文について、局長より朗読をさせます。

(局長)

第 117 条 地方公共団体の、議会の議長および議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、または、自己もしくはこれらのものに従事する業務に、直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、議会の同意があった時は、会議に出席し、発言をすることが出来る。ちょっと、ポイントだけ読みます。

(他の議員より) 議長! (石崎議員) 議員が判断すればいいの。

(他の議員より) 住民投票やろ? これは(石崎・大山議員) 再稼働についてよ。

(上田議長) 再開いたします。先ほど、ご異議なしということで認めます。よって、今の石崎議員の提案のあった、除斥については、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ることになりました。これより討論に入ります。討論はありませんか?

議長! 宮本議員

(宮本議員)

再稼働につきましてはですね、本人が直接会社の経営をなさっているわけではないので、電力のですね、本人には直接関係ないと思います。この件につきましてはですね、誤解を生んでもいけませんので、慎重にそこらの点は、おはかりをして頂きたいのと、この先ほどの議案については反対であります。除斥反対であります。

(河野議員)

直接の利害関係人というのはこれは、当事者を意味する者だろうと私は解します。新宮議員の場合は、一定の電力の下請け的な事業をやっておるのであって、これは直接の利害関係では、法的にも私は無いとこのように思いますので、これは除斥の理由にあたらぬ。要するに、電力の株をなんぼもつとるか、執行権があるのか、これが直接の利害ですよ。ましてや、小さなシンテックの会社の経営者が、これが直接の利害と言えますか? よってこれを、除斥するというのはもつてのほかですよ。以上。

(上田議長) 他にございませんか？これを持って議論を終結致します。これより、今提案があった、除斥についてを採決致します。休憩いたします。新宮議員、退席をお願いします。ご自身のことですので、退席をお願いします。(新宮議員、退席しないで周りを見渡す。当事者じゃないですか？と周りから声) 休憩いたします。

長い休憩に入る。